

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 丹波篠山市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 丹波篠山市 外国人児童生徒支援連絡協議会 (1)実施回数 1回 (2)委員17名 (学職経験者1名、NPO法人篠山国際理解センター3名、市行政関係者1名、小・中・特別支援学校の教員10名、市教委2名)
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 市教委とNPO法人篠山国際理解センター(以下、篠山国際理解センター)、対象児童生徒が在籍する学校による「外国人児童生徒支援連絡協議会」を設置し、支援体制づくり等について協議・研修した。 本年度は、令和8年2月3日に実施。 (2)学校における指導体制の構築 篠山国際理解センターに委託し、市教委と連携を図り、「コーディネーター」「日本語指導員」「母語通訳・翻訳支援員(やさしい日本語支援員)」による支援体制を整備した。 (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 日本語指導を実施している全ての学校で「特別の教育課程」を編成し、実施計画及び個別の指導計画を作成した。編成にあたっては、市教委及び篠山国際理解センターが各校と連携して作成及び協力するとともに、支援体制を構築した。 (4)成果の普及 連絡協議会において小中間で情報共有する場を設定した。特に、成果と課題を共有することにより、外国人児童生徒の受入や日本語指導、日常の授業づくり・学級づくり等について共通理解を図ることができた。 (5)学力保障・進路指導 個別の指導計画を活用し、短期目標と中・長期目標をもとに支援を行った。短期目標では、日本の生活や日本語理解の支援だけでなく、学級の授業で教科等の学習に取り組むことや、学校生活における自立を目指して取り組んだ。中・長期目標では、本人・保護者の意向を確認しながら、進学を含めた将来のキャリア形成に向けた支援を行った。 (7)ICTを活用した教育・支援 母語通訳・翻訳支援員が不在の時間帯も、生成AIや翻訳機・翻訳アプリ等を使い、学校での生活や学習の支援を行うなど、一人一台端末を効果的に活用した。 (9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証 日本語能力測定や日本語習得確認シートの結果をもとに、児童生徒の実態を教職員間で共有し、学習指導に役立て、教職員の指導力向上を図った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

対象児童生徒の実態に応じてコーディネーターと市教委担当者が支援体制を検討し、日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員を派遣した。支援の内容や時間・日数等についてもコーディネーターと学校、市教委担当者が連携して検討して実施した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

篠山国際理解センターとの連携を密にすることにより、対象児童生徒の実態やそれに応じた支援体制について等、十分に検討することができた。また、連絡協議会において、研修を実施することで日本語指導員及び母語通訳・翻訳支援員、学校関係者の情報共有と学びの場にもなり、以降の各学校での指導に生かすことができた。

(2)学校における指導体制の構築

市教委とコーディネーターの実態把握により、必要に応じて時間数を変更するなど、より効果的・効率的な指導・支援に努めることができた。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

該当校においては、「特別の教育課程」を100%編成し、日本語指導の充実を図ることができた。各校へは、連絡協議会を通じて、「特別な教育課程」による日本語指導の実践を共有していく。

(4)成果の普及

この事業の定着により、外国人児童生徒に関する相談等が市教委担当者及び篠山国際理解センターのコーディネーターに的確に入るようになり、実態把握や適切な支援につなげることができた。また、連絡協議会等で小中間の情報共有をするなど、学びを持ち帰り、各校の実践につなげることができた。一方で学校間や職員間など、対象児童生徒が在籍しているかどうかで当事者意識が大きく変わってくる。対象児童生徒の在籍の有無にかかわらず、事業の周知を継続して行っていく必要がある。

(5)学力保障・進路指導

篠山国際理解センターによる個々の実態に応じた母語支援や日本語指導を行うことで、児童生徒が安心して学習に取り組む姿が見られた。篠山国際理解センターの派遣期間が終わった児童生徒が増えてきているため、担任や専科教員がやさしい日本語での個別支援を行ったり、児童生徒の実態に応じて、別室を利用し、初期の日本語指導や教科の先行学習を行ったりするなど、引き続き支援体制の構築に取り組んでいく。

(7)ICTを活用した教育・支援

母語通訳・翻訳支援員が不在であっても、生成AIや翻訳アプリがコミュニケーションをとる際の手助けとなり、学校生活における不安を軽減することができた。先進的な取組や有効な情報を取り入れ、一人一台端末による遠隔教育システム構築・活用を含め、今後も効果的な活用を探っていく必要がある。

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

日本語能力測定による明確な実態把握を行い、支援体制の見直しや対象校におけるよりきめ細かな指導に役立てることができた。しかし、日本語能力測定や日本語習得確認シートの活用など、日本語能力を把握する方法についての認知が低いことが実情である。専門的な部分については、国際理解センターの協力を得ながら、適切な支援ができるよう、個々の日本語能力の把握に努める必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導については、取り出し指導を中心に、学校内で先生や友達とコミュニケーションをとれる程度の日本語習得をめざした。それを土台に、徐々に学級での学びにつなげることができている。母語通訳・翻訳支援については、対象児童生徒が支援員に頼り切ることにならないよう配慮しながら支援を行っていく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	15 人 (7校)	5人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	3人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		2人 (2校)	0人 (0校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	0人 (0校)
4. その他(今後の取組予定等) ・学校、篠山国際理解センター、市教委がより一層連携を図り、本事業の推進及び帰国・外国人児童生徒に対する支援の充実を図る。 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等が安心して学校生活が送れるよう教職員の受け入れ体制の整備を行う。 また、児童に対しては、多文化共生等の視点に重点を置いた人権教育の推進を図る。 ・研修会等で情報交流や実践発表を行い、市内教職員のネットワークを強化する。 ・幼、小、中の連携を図り、円滑に就学や進学が行えるよう支援する。							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。